

障害福祉サービス事業者等における事故等発生時の市町村等報告取扱指針

1 事故報告の対象となる事業者及び障害福祉サービス等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定相談支援事業者、地域活動支援センターの設置者及び福祉ホームの設置者並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「事業者」という。）が行う、障害福祉サービス、相談支援、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援及び障害児入所支援に係るサービスとする。

2 報告の範囲

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年宮城県条例第 93 号）、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年宮城県条例第 94 号）、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年宮城県条例第 95 号）、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年宮城県条例第 96 号）、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年宮城県条例第 97 号）、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年宮城県条例第 98 号）、福祉ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年宮城県条例第 99 号）及び障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年宮城県条例第 100 号）に基づく、市町村及び宮城県（以下「市町村等」という。）への連絡については、支給決定権者及び指定権者としての立場から事故の経過及び結果を把握する必要があるための報告とし、報告を要する範囲については、下記のとおりとするので、家族等への連絡範囲等を含めて事業者は事業所毎に事故発生時報告の取扱いを定めること。

(1) サービスの提供による利用者の怪我又は死亡事故の発生

- ① 利用者が事業所内にいる時間及び送迎、通院等により事業所外でサービスを提供している場合を指す。
- ② 怪我に係る報告については、外部の医療機関で受診を要したものについて市町村等へ報告することを原則とする。
- ③ 死亡事故については、市町村等へ報告する。
- ④ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、事業者の責めに帰する可能性のあるとき又は利用者の家族等から事業者の責任を問われている場合（トラブルになる恐れがあるとき等）は、市町村等へ報告する。
- ⑤ 利用者が、事故発生からある程度の期間を経てから死亡した場合であっても、事業者の責めに帰する可能性のあるとき又は利用者の家族等から事業者の責任を問われている場合（トラブルになる恐れがあるとき等）は、事業者は速やかに、市町村等へ報告する。
- ⑥ 報告の要否に関し、事業者側の過失の有無は問わない（利用者の自己過失又は第三者過失による怪我等であっても、①から⑤に該当する場合は報告する。）

(2) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等による利用者の不利益の発生

利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預かり金の横領など）については、市町村等へ報告する。

(3) その他、報告が必要と認められる事故の発生

失踪等の事案が発生した場合は市町村等へ報告する。

なお、虐待については、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）に基づく対応を行い、感染症及び食中毒の集団発生については、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成 17 年 2 月 22 日厚生労働省通知）に基づく対応を行うこととする。

3 報告先

事業者は、2 で定める報告を要する事案が発生した場合、4・5 の手順により、次に掲げる者に報告する。

- (1) 利用者の支給決定等の実施主体の市町村
- (2) 事業所・施設が所在する市町村
- (3) 宮城県 2 の(1)については、利用者の死亡又は治療に要する期間が 30 日以上の上重傷病事故の場合に限る。また、報告先は事業者が行うサービスの種別毎に別表 1 に掲げる県機関とする。

※ 報告には利用者の個人情報が含まれるため、市町村等においてはその取扱に十分注意する。

4 報告の手順

- (1) 事故発生後、事業者は、速やかに市町村等へ電話、電子メール*又はファクシミリ*で報告する（第一報）。
 - ① 電話の場合は、連絡者の名前を名乗るとともに、市町村等の受付け者の名前を確認する。また、電子メール又はファクシミリの場合でも市町村等への到着を確認する。

※電子メール又はファクシミリの場合は、報告書には個人情報に該当する部分（6 で掲げる報告書式の場合の「対象者の受給者番号・氏名・障害種別・障害程度区分」の欄など）を伏せて送付し、着信確認時に個人情報の部分を口頭で伝えるなど個人情報の保護に留意する。
 - ② 第一報の期限について一律に設けることは困難であるが、事故の収束・拡大防止等に最大限の努力をしつつも社会通念に照らして適切な時点で報告することが必要である。

例 1）午後に事故が発生し、処置等のために数時間を要し、深夜となった場合には、翌日早朝に報告を行う。

例 2）金曜日の夕刻に事故が発生した場合には、土日の間にファクシミリを送信し、月曜日早朝に電話確認を行う。
- (2) 事業者は、事故処理の経過についても記録するとともに、電話、電子メール又はファクシミリで適宜市町村等に報告する。
- (3) 事故処理の対応業務が落ち着いたところで、定められた書式（6 の「事故報告書」）を用いて、文書で報告する。

なお、電子メール又はファクシミリに使う書式は、第一報の時点から、事故報告書を用い、(1) (2) (3) の順に、同じ書式を使って、徐々に必要な箇所が埋まっていく形でもよい。（市町村等では、それらを積み重ねて処理し、状況を把握することが可能となる。）
- (4) 各事業者は、市町村等、利用者及び家族等が事故の事実関係について共通認識を持つことができるよう、利用者、家族等に対し、事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付する。

5 利用者への説明

事業者は、事故発生後、利用者、家族等に事故に関する説明をするとともに、次の内容を併せて説明しなければならない。

- (1) この指針に基づき、「事故報告書」を作成し、市町村等に提出すること。
- (2) 提出後の事故報告書の個人情報以外の内容（例：事業者名等）について、事故事例として市町村等から

他の事業者等に情報提供される場合があること。

(3) 情報公開請求が出された場合、個人情報以外の内容が公開される場合があること。

6 報告書式

別添「障害福祉サービス事業者等 事故報告書」を標準とする。

(各市町村で既に定められた書式がある場合及び事業者において既に定めた書式があり、当該報告書に記載すべき項目が網羅されている場合は、当該書式を用いて差し支えない)

7 報告を受けた市町村の対応

事業者より報告を受けた市町村においては、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて必要な対応（別表2）を行う。

この場合、事業者より報告のあった利用者の支給決定等の実施主体の市町村（上記3の(1)）が主たる対応を行うものとするが、事業者への事実確認等において必要がある場合は、事業者の所在地たる市町村（上記3の(2)）と連携を図る。

なお、3(3)の規定により事業者から県への報告が不要な場合であっても、同一事業者における事故の再発防止及び他事業者での同様の事故発生防止の視点から県の指導が必要であると市町村が判断した場合は、市町村から県へ報告を行うこととする。

8 宮城県障害福祉課及び各保健福祉事務所（地域事務所）の対応

報告を受けた宮城県障害福祉課及び各保健福祉事務所（地域事務所）（以下「県障害福祉課等」という。）は、必要な対応（別表3）を行う。

9 その他

(1) 警察への連絡

交通事故があった場合は道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づき警察に報告すること。

交通事故以外の事案で利用者の死亡又は治療に要する期間が30日以上の中傷事故があった場合は、事故の発生について警察に連絡することが望ましい。

(2) 製品の製造・輸入・販売を行っている事業者（以下「メーカー」という。）への連絡

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に規定する一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故のうち、危害が重大なもの（①死亡事故、②重症病事故（治療に要する期間が30日以上の中傷・疾病）、③後遺障害事故、④一酸化炭素中毒事故）の場合及び消費生活用品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害が生ずる恐れがあるもの（①火災（消防が確認したもの））の場合は、メーカーに連絡することが望ましい。

別表1 県機関への報告先

根拠法	サービス種別	報告先	担当班
障害者 総合支援法	居宅介護，重度訪問介護，同行援 護及び行動援護	事業所所在地を管 轄する各保健福祉 事務所及び地域事 務所	○仙南保健福祉事務所 母子・障害班 TEL:0224-53-3132 FAX:0224-53-3131 E-MAIL:snthbbs@pref.miyagi.lg.jp ○仙台保健福祉事務所 母子・障害第二班 TEL:022-365-3153 FAX:022-362-6161 E-MAIL:sdhwfzbs2@pref.miyagi.lg.jp ○北部保健福祉事務所 母子・障害第二班 TEL:0229-87-8011 FAX:0229-22-9449 E-MAIL:nh-thbbs2@pref.miyagi.lg.jp ○北部保健福祉事務所栗原地域事務所 母子・障害班 TEL:0228-22-2118 FAX:0228-22-7594 E-MAIL:nh-khthbbs@pref.miyagi.lg.jp ○東部保健福祉事務所 母子・障害班 TEL:0225-95-1431 FAX:0225-96-3560 E-MAIL:et-wfzb@pref.miyagi.lg.jp ○東部保健福祉事務所登米地域事務所 母子・障害班 TEL:0220-22-6118 FAX:0220-22-6175 E-MAIL:et-tmthbbs@pref.miyagi.lg.jp ○気仙沼保健福祉事務所 母子・障害班 TEL:0226-21-1356 FAX:0226-24-4901 E-MAIL:kshwfz-bs@pref.miyagi.lg.jp
	短期入所		
	重度障害者等包括支援		
	自立生活援助		
	共同生活援助		
	一般相談支援		
児童 福祉法	児童発達支援 (児童発達支援センターを除く)		
	放課後等デイサービス		
	居宅訪問型児童発達支援		
	保育所等訪問支援		
	障害児相談支援		
障害者 総合支援法	療養介護	障害福祉課	○運営指導班 TEL:022-211-2558 FAX:022-211-2597 E-MAIL:syoufukuun@pref.miyagi.lg.jp
	生活介護		
	自立訓練(生活訓練)		
	自立訓練(機能訓練)		
	就労移行支援		
	就労継続支援A型		
	就労継続支援B型		
	就労定着支援		
	障害者支援施設		
計画相談支援			
児童 福祉法	児童発達支援(児童発達支援セン ターの場合及び指定障害福祉サ ービスとの多機能型の場合のみ)	障害福祉課	○地域生活支援班 TEL:022-211-2541 FAX:022-211-2597 E-MAIL:syoufukuch@pref.miyagi.lg.jp
	放課後等デイサービス (指定障害福祉サービスとの多 機能型の場合のみ)		
	福祉型障害児入所施設		
	医療型障害児入所施設		
	指定発達支援医療機関		
障害者 総合支援法	福祉ホーム	障害福祉課	○地域生活支援班 TEL:022-211-2541 FAX:022-211-2597 E-MAIL:syoufukuch@pref.miyagi.lg.jp
	地域活動支援センター		

○多機能型事業所について(指定障害福祉サービス及び指定障害児通所支援のみ)

多機能型事業所の指定は，多機能型として行うサービスの組み合わせにより報告先が異なります。

	サービスの組み合わせ	報告先
1	児童福祉法に基づく基準省令に規定する多機能型事業所のうち，障害児通所支援のみの多機能型の場合	各保健福祉事務所(地域事務所) 母子・障害(第二)班
2	1を除く多機能型の場合	障害福祉課

別表2 (市町村の対応として必要と考えられるもの)

○利用者の保護及び事業者の家族等への対応に対する指導の視点

1 事業所の事故に対する対応（一連の処理）の確認等

(1) 宮城県への報告を行っているか確認し、未実施の場合は報告を行うよう指導する。

指針2及び3参照

(2) 利用者及び家族等への対応が終了していないか、または明らかに不足している場合は、苦情やトラブルを未然に防ぐ目的等から必要な指導等を行う。

例1)「利用者が怪我をしたが、家族等へは特に連絡していない」と報告があった。→連絡・説明するように指導し、その結果の再報告を求める。

例2)「今後の対応は未定」と報告があった。→対応が確定した時点での再報告を求める。

(3) 事故後の利用者の状況を確認の上、当該事業所の利用を継続するか、他の事業所利用に切り替えるか等について相談支援事業所等と連携し、相談対応、調整を行う。

(4) 市町村認定事業者による指定基準違反の恐れがあると判断される場合は、必要に応じて実地指導又は監査を行う。

2 県・県社協等における対応が必要と判断された場合の連絡調整等

(1) 市町村が受けた報告のうち、同一事業者における事故の再発防止及び他事業者での同様の事故発生防止の視点から県の指導が必要であると市町村が判断した場合は、市町村から県へ報告を行う（指針3の(3)宮城県への報告事案を除く）。

(2) 県指定事業者による指定基準違反の恐れ又は事業者として組織的な不具合があると判断される場合は、事業者が行うサービスの種別毎に別表1に掲げる県機関に連絡をするとともに、支給決定等の実施主体等の立場から必要に応じて立ち入り調査を行う。立ち入り調査に当たっては、必要に応じて県機関と連携する。

(3) 利用者・家族等から事業者の対応に関して苦情があった場合は、適宜事業者に事実確認を行うとともに、利用者・家族等に対し、必要に応じて、県社会福祉協議会の福祉サービス利用に関する運営適正化委員会の苦情解決制度等を紹介し、併せて同委員会等との連絡調整を行う。

別表3 (県障害福祉課等の対応として必要と考えられるもの)

○同一事業者における事故の再発防止及び他事業者での同様の事故発生防止の視点

1 事業所の事故に対する対応（一連の処理）の確認等

- (1) 市町村への報告を行っているか確認し、未実施の場合は報告を行うよう指導する。
指針2及び3参照
- (2) 事故の原因分析が明らかに不十分でないか、事故の原因分析結果と原因に対する防止策に矛盾がないか確認し、必要に応じて指導を行う。
例1) 原因分析が明らかに不十分であったため、事業者を確認したところ、報告書作成者が一人で原因分析をしていた。→担当者だけで原因分析を行うのではなく、複数名で行うことを指導する。
例2) 原因分析結果に記載してある事項に対して、直接関連しない防止策が記載されていた。→関連性が分かるような形（図にする等）で再報告を求める。
- (3) 県指定事業者による指定基準違反の恐れがあると判断される場合は、必要に応じて実地指導又は監査を行う。

2 市町村・県社協等における対応が必要と判断された場合の連絡調整

- (1) 市町村認定事業者による指定基準違反の恐れ又は事業者として組織的な不具合があると判断される場合は、市町村に連絡を行うとともに、市町村を支援する立場から必要に応じて助言等を行う。
- (2) 事業者から、利用者・家族等への対応に関して相談があった場合は、適宜事実確認を行った上で助言等を行い、必要に応じて、法律の専門家（弁護士等）への相談について助言する。

3 情報提供等

報告を受けた県障害福祉課等では、他の市町村へ情報提供を行うとともに、事故の内容に応じて、通知や集団指導等の方法により当該事故を事例として他事業所に対して注意喚起する。

なお、利用者の支給決定等の実施主体の市町村と事業所・施設が所在する市町村が異なる場合は、他の市町村への情報提供は事業者が行うサービスの種別毎に(別表1)に掲げる県機関が、事業所・施設が所在する保健福祉圏域の市町村に対して行う。

事例紹介等の際は、個人情報に注意しつつ、報告市町村名（事業所の所在地）等が特定できないよう配慮する。

4 障害福祉課への報告

保健福祉事務所（地域事務所）は、市町村又は事業者から報告を受けた事故事例のうち、次に掲げるものについては、障害福祉課へ報告する。

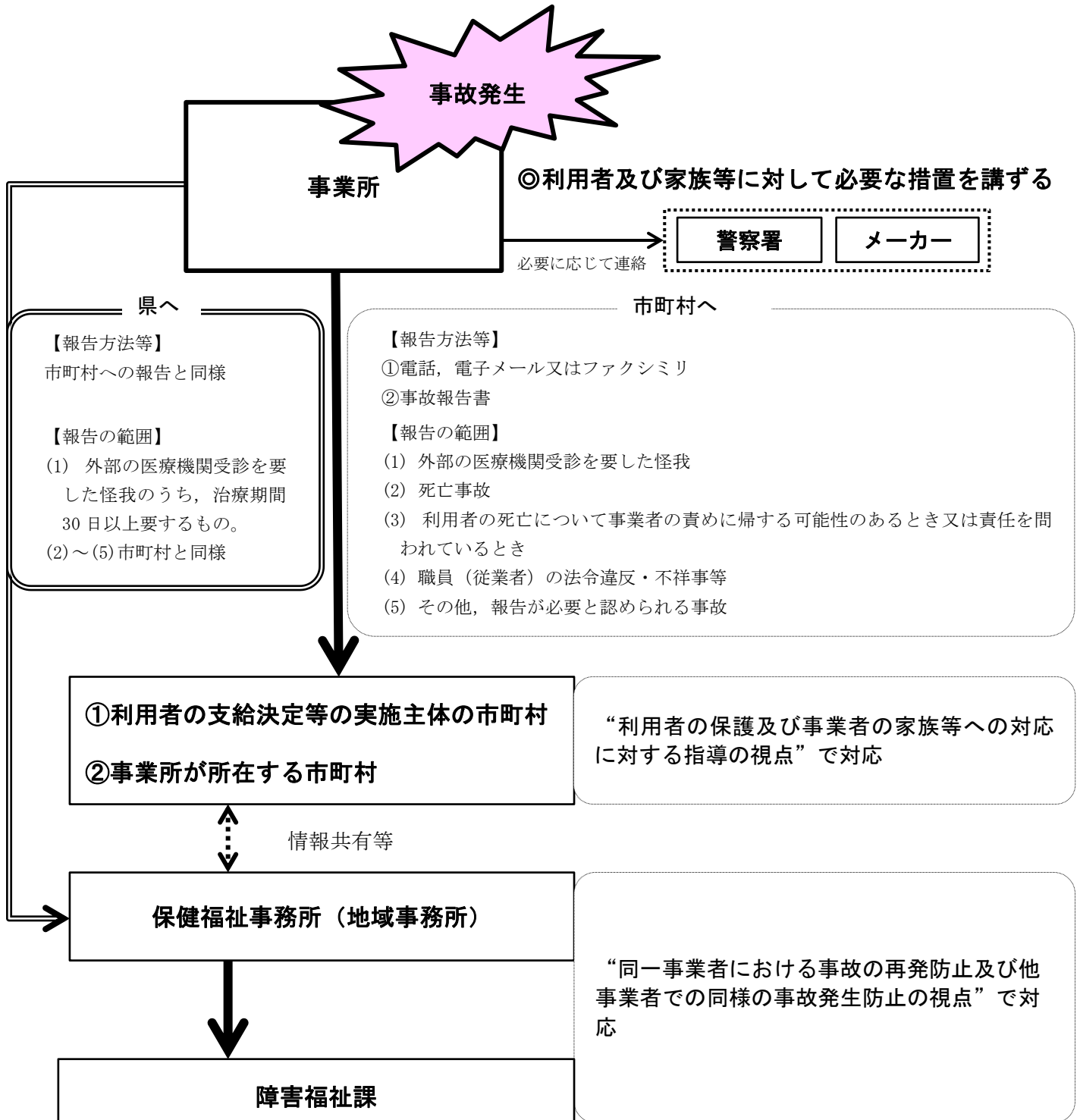
ア 利用者の死亡又は重傷病事故

イ 利用者への身体拘束や虐待が事故の原因となっていると思われる事案のうち、市町村と保健福祉事務所が共同して事実確認にあたったもの

ウ 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第2条第6項に基づく重大製品事故に相当するもの

障害福祉サービス事業者等及び市町村等における事故発生時の報告フロー（その1）

法律名	サービス種別
障害者総合支援法	居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，短期入所，重度障害者等包括支援，自立生活援助，共同生活援助及び一般相談支援
児童福祉法	児童発達支援（児童発達支援センター除く），放課後等デイサービス，居宅訪問型児童発達支援，保育所等訪問支援，障害児通所支援のみの多機能型事業所及び障害児相談支援



障害福祉サービス事業者等及び市町村等における事故発生時の報告フロー（その2）

法律名	サービス種別
障害者総合支援法	療養介護，生活介護，自立訓練（生活訓練），自立訓練（機能訓練），就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型，就労定着支援，障害者支援施設，計画相談支援，福祉ホーム及び地域活動支援センター
児童福祉法	児童発達支援（児童発達支援センター及び指定障害福祉サービスとの多機能型の場合のみ），放課後等デイサービス（指定障害福祉サービスとの多機能型の場合のみ），福祉型障害児入所施設，医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関

